シェアリングレター

－「シェアリング」は、共有すること、分かち合うことを意味しています －

＜編集発行＞
公認会計士
税理士 林光行事務所
〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町
1－13 サンセットヒル
ＴＥＬ ０６（６７７２）７７７０
ＦＡＸ ０６（６７７２）７７４０
http://www.share.gr.jp/

第４８号　　２０１４年4月

願いは叶う

所長　林　光行

物事は、「願えば叶う」と言う人がいます。極端な人は、「だからイヤなことはせずに、ヤリたいことだけをしていたら、幸せになれる」と言います。他方、「願いが叶わずに落胆するのは辛いので、高い望みは持たない」と言う人もいます。

精神科医の野田俊作さんは、ある講座で受講生の「願えば叶うのか」との問に、「Yes。しかし、何の行動もせずに願うだけでは、とんでもない叶い方をすることがあるので注意してね」と答えておられました。例として、「お金が欲しいと願っていると、大切な人が死んで保険金が入ってくるとか…」。「だから、ちゃんと行動しようね」と伝えたかったのだと思います。

私は、「願うこと」は大切だと思います。願って手に入らないこともあったかもしれません。しかし、願って手に入れたものは数限りなくあります。今年6歳の孫がいます。彼は、倒れても、転んでも、懸命に立とうとし、歩こうとしました。周りの人と同じようになりたいと望んだからです。そして今、歩き、走り、泣いて笑って、話して主張し、人の心の痛みも理解します。すべて、彼が望み、努力して手に入れたことです。

私達は皆、孫と同じ成功体験を持っています。又、凡人とは次元が異なりますが、スケートの浅田真央選手は、子供の頃からの習慣で、紙に目標を書いて家中に張っているそうです。そうして練習を重ねた結果が今の彼女です。夢・願望＋具体的努力＝成果です。

松下幸之助さんがお元気な頃、経営者対象の講演会で、「どうしたら、松下さんのような経営ができるのか」との質問に、幸之助さんは「まず願うことですな。願わんとできませんな」。多くの聴衆は「…、そんな当たり前のこと…」と騒めき、失笑したそうです。しかし、その一言に衝撃を受け、「松下のような経営を実現させたいと強く願おう！」と決意し、事業を実践し、成功させた人が、京セラを創った稲盛和夫さんです。

敗色濃い試合の終盤、心が挫けそうになります。しかし、「諦めたら、そこで試合は終る」のです。「所詮○○だから…」と諦めずに、具体的行動を積み上げること。そうして初めて「願いは叶う」のだと思います。「願えば叶う」訳ではありませんが、願わずに叶う筈もありません。企業の経営も、私たちの人生も、同じことではないでしょうか。

～ CONTENTS ～

○ 経営倶楽部　第81回「車椅子のアーティスト」‥ 2
○ 事務所創立35周年記念　経営倶楽部懇親会‥‥ 4
○ 経営倶楽部　第82回「2014年　仮説と検証」‥ 6
○ 税制トピックス …… 8
○ 知ってる？　領収書 …… 12
○ 労務管理・社会保険の実務「在職老齢年金」‥‥ 13
○ ヘルメット相談会　［税務調査編］ …… 14
○ ヘルメット相談会　［接遇研修編］ …… 15
○ 寄稿～エネルギーと国際政治 …… 16
○ いま 思うこと 伝えたいこと …… 18
○ 第22回ＫＳ経営研究会 …… 21
○ 2014年合宿レポート …… 22
○ ＡＮＡセミナーの感想とご案内 …… 23
○ 編集後記 …… 24

5月 － 9月 の 税 務

5月12日	4月分源泉所得税の納付(以降毎月10日)期限
6月2日	3月決算法人の確定申告期限
30日	4月決算法人の確定申告期限
7月10日	6月分及び年2回払の源泉所得税の納付期限 (納期の特例の場合1～6月分) 社会保険報酬月額算定基礎届提出期限 労働保険料の年度更新期限
15日	所得税予定納税額の減額申請期限
31日	5月決算法人の確定申告期限
9月1日	6月決算法人の確定申告期限 個人事業者の26年分消費税の中間申告期限
30日	7月決算法人の確定申告期限

経営倶楽部

第８１回経営倶楽部　　　　　　平成２５年１０月２６日

～あきらめない心～　事務所創業 35 周年事業の締めくくり講演

講師：佐野　有美さん『車椅子のアーティスト』

昨年お蔭様で私ども林光行事務所は創業35周年を迎えました。単に周年行事を行うのではく、皆様によりお役に立つものをと考え、4月に「マネジメントゲーム」、９月に「レクチャートレーニング」を実施し、締めくくりに佐野有美さんの講演会を開催することにしました。きっかけは林光行が佐野有美さんの新聞記事を見たこと。そこにあった「私は手足がなくても笑って生きています。目標があるから。この体で生まれたからこそ感じられる人のやさしさ、勇気、希望を伝えたい」という有美さんの言葉に胸を打たれ、ぜひお呼びしたいと強く思ったからでした。　（ 河野　けい子 ）

佐野 有美さんプロフィール

❀ 平成 2 年 愛知県、先天性四肢欠損症で生まれる。

❀ 高校在学中、チアリーディング部に所属し“車椅子のチアリーダー”として地元マスコミで話題となる。

❀ 高校卒業後は、声優･タレントをめざしボイストレーニングを受け、ラジオのアシスタントなどを経験。シングルＣＤ「歩き続けよう」、アルバム「あきらめないで」を発売。著書「手足のないチアリーダー」「歩き続けよう」他

∞∞*　　講 演 会　　*∞*∞*

(^^♪　あきらめないで頑張る ／ 林光行ご挨拶

有美さんの講演に先立ち、所長の林からご挨拶を申し上げました。「 開業して経験を積むとともに、様々な想いが湧いてきました。お客様の成長に役立ちたい、経済的な成長ではなく、お一人お一人が幸せに生きるためのお手伝いをしたい、そのことに役に立つ事務所でありたい、会計や税務はその道具･入口に過ぎない。そんな風に思うようになりました。関与先様から、『資金もない、人材もない、ノウハウもない、お客様もいない、だから中小企業の経営は無理！』と、お聞きすることがあります。でも、松下もホンダも最初は小さかったんです。小さなところから一所懸命に頑張って創ってきたんです。同じように頑張りませんか？ 人生は、経営は、「もう負けた」と思った時に負けが確定します。ひとつずつ重ねてゆくことによって、より大きく成長していくことができるのです。諦めないで頑張っていく、今、その有美さんの言葉、心こそが、私たち中小企業者に必要なのだと思います。彼女のお話しを、是非とも皆様に聞いていただきたいのです。」

(^^♪　目標に向かって ／ 有美さん講演

有美さんがピンクの電動車イスで颯爽と入場され、「皆さんこんにちは！」という元気いっぱいの挨拶から講演が始まりました。実は、私たち職員は、会場準備をしていた時に有美さんに先にお会いしていました。自らが光を放って空間に存在している、輝く“光の人”だと感じました。そして、少女のようなあどけない、社交辞令ではない、はじけるような笑顔に魅了されました。

まず、歴史好きな林が迎えに行った新大阪から会場までの、タクシーの中から見た大阪城のお話でした。それから、有美さんの今の活動、ＯＬ時代のエピソードなどテーマに沿ってお話しがありました。聞き取りやすい、はきはきした言葉に加えて強弱がついているので、さすが声優をめざしている人だなぁと感心しました。小学校就学時、ご両親が支援学校に行かせずに一般の小学校入学を選択されたお話は深い絆を感じました。透き通った声なので、歌の映像も、メッセージと共に心に響きました。有美さんの言葉や歌は、生きる勇気を与え、心を励まし、心の支えになります。笑顔を見るだけで幸せな気分になります。質疑応答の時に、「 有美さんは世界に羽ばたいてください 」と言われた方がいらっしゃいましたが、まさにその通りだと共感しました。最後に、「 目標に向かって、できることは生かしていく。出来ないことは、また新たな自分の目標として努力を重ねて頑張っていく 」と締めくくられました。有美さんとの出会いは、私の人生の徳であります。パワーももらいました。また有美スマイルに出会えることを願います。ありがとうございました。

(^^♪　支え合いと笑顔 ／ 林幸ご挨拶

鳴り止まぬ拍手の中、有美(あみ)さんが退場されてから、林幸が挨拶させて頂きました。

「みなさん、本日は、本当にありがとうございました。

有美さんの元気のいい声、そして素晴らしい言葉の数々…その後に何を申し上げることがあるのか…と実は今頭が真っ白になっていました。

林と同じく新聞記事を読んで有美さんのことを初めて知った時、「もし私が有美ちゃんの母親だったらどうだろう～？」と想像しました。この世に命を授かった子が、手足がほとんど無いことを知ったら … きっと目の前が真っ黒になって、「なんていうこと！ 有り得ない！」。そして、こんなふうに産んでしまって … と自分を責め続けたことでしょう。この子の将来を思い、人からどう思われるかを思い、絶望感に浸り、この子と一緒に死のうと思い詰めたかもしれません。

でも、今日の有美さんのお話にありましたように、お父さんが思わず手をかけそうになったときに有美ちゃんが「にこっ」と笑ったとのこと。有美ちゃんのあどけない天使のような笑顔を見て、「この子と一緒に生きていこう！」「どこまでも守り抜こう！」と思われたのだと思います。だからと言って、私だったら、有美ちゃんのお母さんのように、ここまでの挑戦、自由に冒険をさせたりできただろうか … と思ったのです。でも、一人では無理だけど、お父さん、おじいちゃんやおばあちゃんが一緒に守っていこうと心を合わせられたからこそやってこられたのだと思います。

思うのは、この世に命を授かった時の純粋無垢な心です。この世を信じ、自分の可能性を信じ、全てを信じ、何の屈託もない満面の笑顔。そうやって生まれてきたことです。有美ちゃんにとって生きることが挑戦であり冒険であっただろうと想像します。だからこそ直面してそしてそれを乗り越えてきたからこそ、有美ちゃんの今の自信があるのだと思います。

日本人は、遠慮します。「人に迷惑をかけてはいけない」と子供に教える。でも、「そうじゃないんや～」「“お互いさま”やん」と思いました。 お互い支え合う。「ありがとう」と言ってもらったら嬉しい。そして、生まれたとき「にこっ」と笑っていたときのことをお互いの心の中に感じあえたとしたら、きっといい世の中になるのではないかと…思った次第です。」

＊○○＊○○＊ 懇　親　会 ＊○○＊○○＊

有美さんを囲んで和やかに懇親会がスタートしました。経済経営評論家の泉和幸先生が乾杯の音頭を取ってくださり、「有美さんは天使であります」と講演での感動を会場の皆さんと共有していただきました。

✿株式会社リビング・ラボ　大島愛子様

今日のお話、一つ一つの言葉が心にささり、胸に響きました。会社を経営していたら、これはできない、自分はダメだとか、すぐに気持ちがへこたれそうになります。でも、まず行動してみる、挑戦してみるという勇気を頂きました。気持ちが折れそうになった時は、有美さんのかわいい笑顔を思い出して、前を向いて歩いていきたいと思います。

✿高階法律事務所　高階貞男様

今日は大変いい企画をありがとうございました。感動いたしました。人は皆、世の中や自分や親にまでも不満を持って生きているのが普通です。有美さんに勇気をもらいました。今日のお話をいつも思い出しながら勇気と気配りを心がけたいと思います。

✿社会福祉法人青山会　黒崎陸子様

私には、重度のダウン症の36歳の息子がいます。障

がいを持って産んでしまった息子に申し訳ないという気持ちでいっぱいでしたが、小児科のお医者さんの「この子はたぶん産んでもらったことを感謝していますよ」という言葉にすがって生きてきました。邪気のないすばらしい笑顔を見せてくれるわが子のために、仲間のために、人間として尊厳を持って、生きてきてよかったという人生を全うしてもらうために努めてまいります。

✿総合福祉研究会　桑戸真二様

人を動かす時、ナイフやピストルを突きつける、檄をとばすということをします。でも、有美さんのお話を聞いたら、絆、支え合い、ありがとう、と真心をたくさん感じることで人は動き出すのだなとわかりました。今日の感動を帰りの新幹線の中でかみしめたいと思います。

(^^♪　事務所職員の紹介

懇親会の中で、所長林光行より一番最近入所した職員から順番に紹介させていただきました。

浦絵美 H24．4.1 に入所、日商簿記2級合格、林事務所唯一の平成生まれです。夢はヨーロッパのお城めぐりということです。ね？かわいいでしょ？特技は、なんとお風呂掃除だそうです。うちの家のお風呂も一度は洗ってほしいです。

田中雄介 H22．12.1 入所、公認会計士試験合格。夢は犬を飼うことです。人の顔を覚える特技があるそうですが、名前は怪しいらしいです。

杉浦勇人 H22．12．1入所、公認会計士試験合格。得意分野は？と、“業務分野でどういう仕事が得意なのか”という意味で聞いたのですが、どういうわけか本人の答えは“アイロンがけ”。特技が“目隠し将棋”らしく将棋は強そうです。

小林正恵 H22．10．18 入所、日商簿記２級合格。三味線が弾けます。見かけからは想像できませんが、特技はなんと！“早食い”だそうです。

小林実愛（みのり） H22．5．10入所、ファイナンシャルプランナーの資格を持っています。夢は…結婚したいそうです。いつまでも夢見る少女ですが、孫がかわいい少女です。特技は“物忘れ”だそうですが、私は特技ではなくて彼女の本性（ほんせい）だと思っています。

藤原良樹 H20．12．18入所、事務所に来てから公認会計士になりました。なぜうちの職員は仕事で得意分野は？と聞くと変な答えを返すのか、大食いだそうです。特技はけん玉。

小幡寛子 H19．10．16入所、公認会計士・税理士。得意分野、彼女はまともな返答です。公益法人、一般社団法人、財団法人の税務会計全般で、大阪府･市の行政監査、現在は大阪地裁の調停委員もやっております。夢はオーロラを見ることだそうです。

塩尻隆夫 H19．10．16入所、公認会計士。得意分野は研修･セミナーの講師です。ご覧のとおり、素晴らしい体格と整った目鼻立ち、事務所の一部では王子と呼ばれています。教育に大変力を入れていたアーサーアンダーセン会計事務所の出身で、そのシンボルであるセントチャールズ研修センターでOB会をするのが夢です。そして王子の名に恥じず、趣味は“乗馬”。特技は“子供にモテモテ”だそうです。

清水龍二 H17．9．13入所、税理士。得意分野は収益不動産の税務会計と本人は言っております。特技はお酒・カクテルに詳しいことです。

河野けい子 H17．5．15入所、全商1級･社福簿記上級合格。得意分野は整理整頓、いつも机の上はきれいです。趣味はウォーキング、ランニング、読書、映画･音楽･スポーツ鑑賞、多趣味ですね。

丸山晃希 H14．8．19入所、税理士試験の簿記論、財務諸表論を合格しております。男には珍しく“掃除”と“甘いもの”が得意分野だそうです。趣味は百人一首、特技は早起きです。

林竜弘 H12．8．28入所、税理士。たっちゃんと呼んでおります。息子さんですか？って聞かれますが「あんなひねた息子はおりません！」と常々言っています（横から竜弘が、「こんなひねた親父もおりません」<一同笑>）。得意分野は社会福祉法人会計、夢は老衰で死ぬこと。早く老衰しないように宜しくお願いしますね。

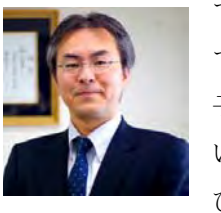

青木和巳 H10.12.24入所、日商簿記3級合格。夢はオーロラの空の下で美味しいコーヒーを飲むこと。そのためにオーロラの空の下まで走って行くのか、特技が2トントラックの運転です。

河崎千恵子 H6.8.1入所、全商1級・社会福祉会計簿記中級合格。趣味は筋トレ、得意分野は体育、夢はホノルルマラソンに出場することです。

古田茂己 H1.4.10入所、税理士。彼は税務一般すべて、本当にプロになりました。本人は「公益法人関係全般、企業の税務、お客様から信頼され、一番に相談したいと思って頂ける税理士になりたい」と言っております。趣味は、顔に似合わず、神社仏閣巡り。嫁さんと仲のよろしいことでございます。

前田有太可 S61.1.1入所、税理士･中小企業診断士。顔に似合わず、目指すは！わかりやすく美しい経理と決算…顔からはイメージしないでいただきたい。得意分野は、企業再生とマネジメントゲーム。夢はなぜかさすらいの旅、嫁さんと一緒にヨーロッパ・アメリカをさすらいたいそうです。特技は、柔道の技の小内刈(こうちがり)と本人は言っておりますが、私が聞いたところでは、寝技が得意で、柔道着のあまりの臭さに相手が失神すると聞いております。

林　幸 税理士。S53年7月末、私は前の事務所をやめて独立し、8月1日に事務所を開設しました。35年が経ち、36年目に入りました。事務所開設以前、私が勤めている時から無給の職員として頑張ってくれたのがこの人です。昭和49年6月1日に結婚しました。約40年になろうとしています。彼女の夢は世界の人が幸せになること。特技は人を動かすこと。好きなことは税務調査の立ち会い。本当に、趣味ですね。私が調査に立ち会うともつれるんです。でも、彼女が調査に行って、税務署の方が「これとこれが問題ですが…」と言うと、「どうしたらいいでしょうね～」と彼女が言うんですよ。そしたら税務署の方が「いやぁ～ちょっと考えさせて下さい」と言うんです。彼女は「じゃあ、よろしくお願いしますネ」。後は円満に終わります。とても私にはマネできません。

本日、２名が休んでおりますので、簡単に紹介を。

益田みどり S59.6.15入所、社会福法人担当です。

内田惠子 H11.2.1入所、事務所の経理全般を担当しています。

(^^♪　ホームページの紹介

懇親会の中で、新しくなった私どものホームページを紹介させていただきました。

トップページでは、「お知らせ」と「イベント」で経営倶楽部、セミナー、行事、出版等の情報を発信し、企業・個人・社会福祉法人･公益･一般法人のお客様に向けてのメニューがあります。事務所案内では、概要・理念・沿革･スタッフ案内･各種セミナーのほか、経営倶楽部のアンケート集計結果やシェアリングレターのバックナンバーも見ることができます。

林光行事務所　検索

(^^♪　所長謝辞

皆様、本日は本当にありがとうございました。講演の最初にも申し上げました、有美(あみ)さんの「あきらめない心」。本当にそのことを皆様にお伝えしたいし、私自身もそのように生きていきたいと思います。“あれがない、これがない”と、無いものを数えるのではなくて、自分に与えられた“あれができる、これができる”、そのことを見出したいと思います。そしてお客様、中小企業の皆様、経営基礎講座の修了生と共に、それぞれの夢を一歩ずつ、出来る事を積み上げていきたい、皆様とともに私どももお互いが一歩一歩前進を続けていきたい、そのように思っております。そういう皆様と共にこのような日を迎えることができて、本当に、本当にありがたく、嬉しく思っております。どうぞこれからも、ご指導･ご鞭撻賜りますよう、お願い申し上げます。

経営倶楽部

第８２回経営倶楽部　平成２６年２月８日

『２０１４年 仮説と検証』～あなたの身辺に迫るもの！？～

講師：経済・経営評論家　泉　和幸　先生

大阪市長選は橋下氏が再選を果たしましたが、投票率は過去最低で、大阪都構想の実現に向けて弾みがつくにはいまひとつの状況です。他方、東京では舛添氏が都知事選を制し、前都知事猪瀬氏は公選法違反で略式起訴されて収束かと思いきや、みんな代表渡辺喜美氏の8億円借入金問題で騒ぎが起きています。果たして、2014年はどんな年になるのか、仮説と検証を通じて見えてきたことの一部をご紹介させていただきます。　（ 税理士　林　竜弘 ）

◆国際金融資本の術中にはまる株式市場

日経平均株価は、1月29日の終値15,383.91円から4日間続落し、2月4日には14,008.47円まで下落しました。

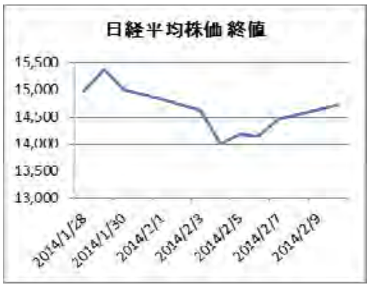

この大幅な下落に驚かされた人も多かったようです。しかし今回の下げの状況の中で、どの銘柄が下げているのか分析した人はどれほどいるでしょうか？　今度の大幅な下げの中でも、いま世界で起きている第二次冷戦構造に基づく大幅な企業環境の変化に対応している企業は少しも下がっていないのです。ただ統計的に日経平均株価がどれだけ下がったかということばっかりで、不安を増幅する生活に慣れっこになっている個人投資家は、もうNISA（少額投資非課税制度）などと言われたらすぐに飛びついてしまいそうで危なっかしくて仕方ありません。きょう皆さんから問題提起してもらった、司法改革の行方、近未来における政治経済の中心は英米か？ パチンコ業界の将来如何？ などがありますが、これらの問題を考える際に、私の頭の中にさっと走った言葉が一つあります。「待ち伏せする者と、される者」という考え方です。今回株価が大幅に下がったとき、「この国は赤子の手をひねるようなものだ。常に公共資材に対する期待感ばかりを持っている国だから、彼らが持っている見せかけの利益は、全て我々の利益に変わるのだ」とヘッジファンドは言ったのです。外資はそういうふうに日本を見ています。

◆ＴＰＰという待ち伏せ戦略

例えば、社会保障の問題がそうです。「国民皆保険制度は、日本が進んでいるように見えるけれどもそれは日本政府が医療保険の赤字を覚悟の上で、過剰保護しているからではないか。それを我々アメリカは、横で見ているが、ガンの問題、あるいは成人病の問題などで日本の自助努力は充分でない。ついては民間の保険制度を充実させるべきである」ということで、その先頭に立っているのがアフラックです。TVでアヒルが「アフラック！」と言っていますが、最近になって黒いのが出てきました。黒いのが出てきて偉そうに言っていると、ヨコから白いのが出てきて、「白いのが正しいのだ！」という顔をしていますね。ところが実は白い方がワルなんですよ。このワルは、日本の郵便局の約2万軒に向かってガン保険などの販売について業務提携を申し出てきました。「軒下、貸してんかあ」という申し出です。これを日本は受けてしまいました。いまは、日本郵政の株を政府が全面保有しておりますが、これを販売することによって国家財政の立て直しの為の財源にしようという企てが財務省にございます。しかしこの郵政株の売却には郵政資源としての簡易保険が絡んでまいります。簡易保険には160兆円ほどのお金がありますが、これをマーケットに引っ張り出してくることがアメリカにとっての最大の眼目です。アフラックは軒下を借りて、バンクオブアメリカをバックにしながら、結果するところ郵政全体の資金、つまり郵便貯金までも引っ張り出そうと狙っているのです。そのきっかけを掴むのがTPPです。このTPPというネットワークは、アメリカの国益を前提としたアプローチとして、わが日本に制度変更を迫ってくることでしょう。今後私たちは本格的に一つ一つ是々非々で、「これはいいが、これはダメ」という風に母屋を取られることのないようにやっていく必要があります。

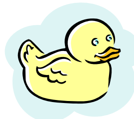

◆ドル基軸通貨を揺さぶる電子マネー

このところ、世界の基軸通貨であるはずのドルが、なんとなく揺らいでしまって、そんなときに出てきたのが「ビットコイン」です。ビットコインは、インターネット空間において低コストかつスピーディに取引決済を行うことを可能にする仮想通貨です。このビットコインには中央銀行のような発行・管理を司る機関は存在せず、従来のドルを中心とした金融システムに対する壮烈な反乱であると主張するジャーナリズムは、このビットコインの今後にたいへん注目しています。

これに対して、具体的な行動に入ったのが中国の習近平です。中国は、人民元を閉鎖的な金融システムの中で管理しているが、このシステムが根底から揺さぶられるという危機感をもった習近平は、ビットコインの取引所を追放しました。理財商品と呼ばれるシャドーバンキングへの投資を通じて大きな金利を手にしようという拝金主義がはびこる中国社会では、非常に大きな投機的商品として迎え入れられたことは想像に余る現象であります。そういう中国人特有の投機性というものに危機感を持った習政権が国家権力を導入して、封殺したのは賢明であったと思います。それと同時に、いまこの程度のビットコインの普及を恐れるほど、中国の経済は、ちょっと何かの事件が発生すると隠れた負の遺産が表出してくるという恐怖をもっているのだということを見通すと、次に中国がどのような行動にでてくるのか仮説を立てるのが容易になります。

さて、この仮想通貨ですが、従来型の電子マネーがスーパーマーケットなどで様々な形で普及しているという社会現象を前提に、今後、社会のグローバル化がより一層進展し、現実の通貨の信頼性がより不安定な状態になっていくようであれば、このビットコインを中心にした流通に切り替えていこうという意図も控えているという、現状秩序の否定的な存在でもあるということをご認識頂きたいと思います。

◆大阪都構想は実現するのか？　させるのか？

日本維新の会の橋下共同代表は、2012年衆院選で大阪4議席、兵庫2議席について、大阪都構想の実現の為に公明党と選挙協力をしました。それにもかかわらず、公明党は、大阪都構想の制度設計を話し合う特別区設置協議会（法定協）で反対に回りました。橋本氏は、相当憤慨したと思います。しかしそれは橋下氏の表面的な評価であります。橋下氏の腹の中では、さらに次の思惑が高まっていると思います。どうやら、安倍首相と橋下氏との間には地下水脈ができているようです。集団的自衛権の行使容認を目指す安倍首相に対して、公明党は慎重に反対の立場をとっています。安倍首相の本音は、できることなら維新の会とみんなの党と協力したいと思っているはずです。「この両者の数を合わせたら、公明党の数を上回るだけの状態にある。ならば維新の会を友党として、今度の野党再編成において迎え入れることはもっとも必要なことである。ついては橋下氏の持っている大阪都構想というものに恩を売っていかなければならない。あるいは実現へ向けて具体的な導きもしていかなければならない」という考えを安倍首相は持っているだろうと思います。その一方で橋下氏は、大阪経済が浮上するためのきっかけの一つに、舞洲・咲洲・夢洲の埋立地を利用したカジノ誘致を狙っています。平成26年、カジノが解禁になれば、議員団が超党派で本格的に、今国会が終わりました後、動き出すでしょう。

◆結びとして

世界に対して日本の基礎となる考え方を普及させていくという時代を今から描いていかなければなりません。常に対日改革要望書で振り回されながら、全部相手に主体性を持たれて、いつでも言うことを聞いていくという奴隷的な根性をこの際廃棄するためには、具体的なアクティビティをそれぞれの業界において吟味し、生み出していくというイノベーションの時代に入っていると私は思います。私たちは、まだまだそこには到達していませんが、様々な経験を活かしながら、子孫の代に向かって、日本は待ち伏せされる国ではなく、時代変化を待ち伏せしながら、そこに向かって胸を張って歩ける国になろうじゃないか。それが君自身の人生なのだと孫たちに言えるようにしたいなと、こういう風に思います。（完）

※参加者のご感想は、林事務所ＨＰをご参照下さい。

税制トピックス

平成２６年度税制改正法が国会で成立しました。今回の改正は、現在の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却及び日本経済再生に向けての各種税制の見直し及び消費税率引き上げの対応が中心です。改正の傾向は、法人税・贈与税は減税、消費税・所得税並びに相続税は増税です。以下、税別に改正による実務面での変更点及び対応策等を中心にとりあげました。　（ 税理士 古田茂己・税理士 清水龍二・公認会計士 藤原良樹・丸山晃希 ）

◆ ◇ ◆ ◇ ◆ 消　費　税 ◇ ◆ ◇ ◆ ◇

平成26年4月１日以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れに課税される消費税率が引き上げられ、８％になりました。適用される税率の判断に迷いそうな点をＱ＆Ａで紹介します。

Ｑ１　１年分の保守料金を前受けする場合は？

保守サービスを行っている会社が、平成26年4月から1年間の保守契約を締結し、1年分の保守料金（月額で定めている）を平成26年3月までに一括して前受けした場合、平成26年4月以後分に適用される税率は？

Ａ．物の引き渡しのない役務提供における資産の譲渡等の時期は､役務提供が完了した日とされています。この契約は、保守料金が月額で定められ、役務提供が月々完了するものですので、３月中に代金が受領済みでも平成26年4月以後分は8％が適用されます。

Ｑ２　不動産賃貸業者が賃貸料を受領する場合は？

不動産賃貸業者が当月分を前月に受領する賃貸借契約で、平成26年４月分の賃貸料を平成26年３月までに受領する場合、適用される税率は？

Ａ．８％は、経過措置が適用される場合を除いて、平成２６年４月以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等について適用されます。平成26年4月分の賃貸料は、平成26年4月以後の資産の貸付けの対価として受領するものであり８％が適用されます。

また、当月分を翌月に受領する賃貸借契約で、平成26年3月分の賃貸料を平成２６年４月に受領した場合は、平成26年3月以前の資産の貸付けの対価として受領するものであるため５％が適用されます。

Ｑ３　賃貸借処理している所有権移転外リースは？

平成26年3月31日までに引渡しを受けた所有権移転外リース取引のリース資産につき、賃借人が賃貸借処理をしている場合の平成２６年４月以後の支払いに適用される税率は？

Ａ．経理処理方法にかかわらず、契約時に対象資産の譲渡があったものとされ、５％が適用されます。

Ｑ４　平成26年3月以前に予約販売をした場合は？

当社が製造した新製品について平成２５年９月に予約を受け付け、平成26年4月に製品を顧客に引き渡しました。適用される税率は？（経過措置が適用される場合を除く）

Ａ．棚卸資産の資産の譲渡等の日は、資産の引渡しがあった日です。顧客に引渡した日は平成26年4月ですので、８％が適用されます。

Ｑ５　事業者間で売上日と仕入日が異なる場合は？

売手側が平成26年3月以前に出荷し、売上計上したものを、当社は検収基準で平成26年4月に仕入計上しました。当社に適用される税率は？

Ａ．消費税の課税時期は資産の譲渡等を行った日であり、売上経理、仕入経理をした日ではありません。したがって、売主・買主間で資産の譲渡等を行った日を明らかにすることが必要です。双方ともに当該日の同じ税率が適用されることになります。

Ｑ６　短期前払費用の費用処理をした場合は？

2月決算法人が、平成26年２月に、平成26年3月１日から1年間の保守契約を締結し、2月末に1年分の保守料金を支払い、全額を短期前払費用の規定により支払った事業年度に費用計上しました。この場合の仕入税額控除の計算方法は？

（前提：適用される税率は、平成26年３月分は５％、平成26年4月以後は８％）

Ａ．仕入税額控除の計算方法は２つ挙げられます。

①平成26年3月の消費税額は５％で仕入税額控除を行い、平成26年4月以後の消費税額は仮払金で翌期に繰り越して翌課税期間に８％で仕入税額控除を行います。

②1年分の保守料金に係る消費税額について５％で仕入税額控除を行い、翌課税期間に、前期に５％で仕入税額控除を行ったものを仕入対価の返還を受けたものとして処理し、改めて８％の税率を適用して仕入税額控除を行います。

◆ ◇ ◆ ◇ ◆ 法 人 税 ◇ ◆ ◇ ◆ ◇

平成26年度税制改正では、民間による設備投資の活性化のための税制の創設、交際費課税の緩和や復興特別税の廃止などの減税措置等の改正が行われました。以下、これら改正の要点を記載します。

❒ 交際費課税の緩和

平成26年4月1日以後に開始する事業年度からすべての法人で、交際費のうち飲食費の50％（上限額なし）が損金算入できることとなりました。また、資本金1億円以下の中小法人については、年間800万円までを損金算入できる措置が平成28年3月31日までに開始する事業年度まで延長されました。この結果、中小法人では、支出した交際費について飲食費に係る特例と年間800万円までを損金算入できる措置のいずれか有利な方を選択適用することができます。

なお従来通り、一人当たり5,000円以下の飲食費については税務上の交際費としないことができます。

摘　要	現　行	改　正　後
中小法人 以　外	全額損金 不算入	飲食費の50％を損金算入できる
中小法人 （資本金1 億円以下）	年間800 万円まで 損金算入	①飲食費の50％を損金算入 ②年間800万円まで損金算入 ①と②のいずれかを選択適用

❒ 復興特別法人税を1年前倒しして廃止

復興特別法人税が1年間前倒しで廃止され、平成26年4月1日以後開始する事業年度からは復興特別法人税は課税されません。なお、復興特別所得税については平成49年12月31日まで継続されます。

❒ ベンチャー投資促進税制の創設

平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に、青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法に基づき計画の認定を受けたベンチャーファンドを通じて事業拡張期にあるベンチャー企業へ出資した場合には、出資額の80％を限度として、損失準備金を積み立てた金額は、その事業年度に損金算入できます。

❒ 生産性向上設備投資促進税制　❶個人参照

平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に、青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法に規定されている生産性向上につながる設備のうち、一定の規模以上の設備を取得して国内で事業の用に供した場合、特別償却と税額控除のいずれかを適用できることになりました。対象となる設備は次のⅠとⅡとを満たすものになります。

Ⅰ　生産性向上設備（①又は②）	Ⅱ　一定規模以上
①新モデルかつ旧モデル比 年平均生産性1％以上 ②投資計画上の投資利益率が 15％（中小企業者等は5％）以上	資産の種類ごとに1台当たり一定額以上 （例：機械装置は160万円以上）

表中の生産性向上設備の要件であるⅠ①はメーカーの申請に基づき工業会等が確認・証明を行うので、制度を利用する際は設備メーカーから証明書を受領する必要があります。またⅠ②については、投資計画を作成して公認会計士又は税理士の事前確認を受けた上で、経済産業局に申請を行う必要があります。この制度は製造業だけでなく、物流・流通サービス業をはじめとする非製造業でも適用が可能です。

生産性向上設備の特別償却及び税額控除で適用される率をまとめると次のようになります。

摘　要	取得した時期	
	H26年1月20日～ H28年3月31日	H28年4月 1日～ H29年3月31日
建　物 構築物	即時償却（100％） 又は5％税額控除	25％特別償却 又は4％税額控除
上記以外	即時償却（100％） 又は3％税額控除	50％特別償却 又は2％税額控除

（注）対象の資産を取得した法人で平成26年3月31日までに決算が終わっている法人の場合、平成26年4月1日を含む事業年度で特別償却又は税額控除が適用できます。

❒ 中小企業投資促進税制の拡充・延長　❶個人参照

中小企業者等が、新品の特定機械装置等を取得した場合に特別償却などのできる制度が、3年間延長されました。さらに、生産性向上設備投資促進税制の対象となる設備については、中小企業者等については、他の法人よりも有利な取扱いとなっています。以上をまとめると次のようになります。

資本金	現　行（3年延長）	生産性向上設備等には
3千万円超 1億円以下	30％特別償却	即時償却（100％） 又は7％税額控除
3千万円 以下	30％特別償却 又は7％税額控除	即時償却（100％） 又は10％税額控除

❒ 少額減価償却資産の特例の期限延長　❶個人参照

中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該資産の取得価額の年間合計額300万円までを損金算入することができるとの特例（損金経理が要件）が延長され、平成28年3月31日までに取得した資産について適用されます。

❶個人参照　となっている三つの制度は、個人事業者にも適用される制度です。

◆ ◇ ◆ ◇ ◆ 相 続・贈 与 税 等 ◇ ◆ ◇ ◆ ◇

相続税の基礎控除額引下げを始めとする改正の影響によって、地価の高い都市部で不動産を所有している人を中心に課税対象者が拡大すると思われます。以下、不動産関連項目の改正を中心に要点を記載します。

❒ 相続税の基礎控除額引下げ

平成27年1月1日以後の相続から相続税の基礎控除額が引下げられます。

現 行	5,000万円 ＋ 1,000万円 × 法定相続人の数
改 正	3,000万円 ＋ 600万円 × 法定相続人の数

❒ 相続税の税率構造の見直し(平成27年1月1日以後)

相続税の最高税率が5％引き上げられるとともに、税率構造が6段階から8段階となります。

法定相続分に応ずる取得金額	現行	改 正 後	
1,000万円以下	10％	同 左	
1,000万円超～3,000万円以下	15％	〃	
3,000万円超～5,000万円以下	20％	〃	
5,000万円超～1億円以下	30％	〃	
1億円超～3億円以下	40％	2億円以下	40％
		3億円以下	45％
3億円超	50％	6億円以下	50％
		6億円超	55％

❒ 小規模宅地等の課税価格計算の特例の見直し

相続税の課税価格の計算に当たり、被相続人の特定の居住あるいは事業の用に供されていた宅地等のうち、一定面積までの部分（以下「小規模宅地等」）の一定割合が減額されるという特例が見直されます。

1.特定居住用宅地等の適用対象面積の見直し

平成27年1月1日以後の相続では、特定居住用宅地等に係る特例の適用面積が拡充されました。なお、現行では下表の①～③で最高400㎡に換算する調整規定がありましたが、改正後は①と②の完全併用が可能となり、③を選択しない場合には合計で730㎡までの部分が80％減額対象となりました。

小規模宅地等	減額割合	現 行	改正後
①居住用宅地等	８０ ％	２４０㎡	３３０㎡
②事業用宅地等	８０ ％	４００㎡	４００㎡
③貸付用宅地等	５０ ％	２００㎡	２００㎡

2.特定居住用宅地の特例の適用要件の緩和

① 平成26年1月1日以後の相続では、被相続人所有の土地の上に2世帯住宅で各々の世帯が独立部分に居住していても、被相続人の親族が居住していた敷地部分について小規模宅地等の適用を受けることができるようになりました。ただし、居住している建物部分の登記が親の単独登記あるいは親子の共有登記の場合には問題ありませんが、親子それぞれで区分登記されている場合には、子が区分登記している部分に対応する敷地は子が居住の用に供していたこととなり、小規模宅地等の適用対象となりませんので注意が必要です。

② 老人ホームに入所したことにより被相続人の居住の用に供さなくなった家屋の敷地等は、次の2要件を満たす場合に限り、特定居住用宅地等として認められることになりました。

ⅰ 被相続人に介護が必要なために入所したこと

ⅱ その家屋が貸付け等の用途に供されていないこと

❒ 住宅取得等資金の贈与の適用対象の拡充

耐震基準や建築後年数の基準を満たさない中古住宅を取得した場合でも耐震改修をして所定の要件を満たせば、住宅取得等資金の贈与税が非課税となります。

❒ 相続時精算課税の適用対象範囲の拡大

平成27年1月1日以後の贈与から、相続時精算課税の対象となる受贈者の範囲に孫が追加され、贈与者の年齢が60歳以上に引き下げられます。

対象者	現 行	改 正 後
受贈者	20歳以上の推定相続人	同左及び孫
贈与者	65歳以上	60歳以上

❒ 未成年者控除・障害者控除の引上げ

平成27年1月1日以後の相続から未成年者及び障害者の控除（現行6万円、特別障害者は12万円）がともに10万円（特別障害者は20万円）に引上げられます。

❒ 相続財産を譲渡した場合の特例の見直し

相続した土地等を相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合、現行は相続した全ての土地等に対応する相続税相当額を譲渡所得の計算上の取得費に加算できることとなっていますが、平成27年1月1日以後に開始する相続により取得した土地等を譲渡する場合には、譲渡した土地等に対応する相続税相当額のみが取得費に加算できることになります。

❒ 非嫡出子の相続分の見直し

非嫡出子(法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子)の相続分は嫡出子の半分とする民法の規定を違憲とする最高裁判決に従って、原則として、平成25年9月5日以後に開始する相続から、非嫡出子と嫡出子の相続分は同等として扱われます。

◆ ◇ ◆ ◇ ◆ 所 得 税 ◇ ◆ ◇ ◆ ◇

平成26年4月からの消費税率8％への引上げに伴う増税の影響を緩和するという観点から、住宅等について特例措置が講じられています。なお、所得税は全体として、高額所得者には増税の方向となっています。

❒ 給与所得控除額の上限を引き下げ

既に平成25年分から、給与収入が1500万円超の給与所得控除額の上限が245万円とされましたが、更に、平成28年分以降の給与収入については、以下のように給与所得控除額の上限が引き下げられました。

所得税について	現 行	平成28年分	平成29年分以降
上限額が適用される給与収入	1，500万円超	1,200万円超	1,000万円超
給与所得控除額の上限額	245万円	230万円	220万円

(注) 住民税については１年遅れで適用されます。

❒ 最高税率の引き上げ

平成27年分から、課税所得4,000万円超に対する税率が、現行の40％から45％へと引き上げられます。

❒ ゴルフ会員権の損益通算廃止

平成26年4月1日以後、ゴルフ会員権やリゾート会員権等を売却して譲渡損失が発生しても、その損失額は事業所得や給与所得などとの損益通算が認められないこととなりました。

❒ 住宅ローン減税の延長と拡充

居住後一定期間は年末の住宅ローン残高に応じた一定金額を所得税から控除できるという住宅ローン減税について、消費税増税後に住宅を取得した場合の税額控除限度額が、次のように引き上げられました。

住宅ローン所得税控除額

区 分	借入金残高適用上限	控除率	各年控除限度額	10年間最大控除額
消費税５％で購入した場合	2,000万円	1.0％	20万円	200万円
消費税増税後購入の場合(注)	4,000万円	1.0％	40万円	400万円

(注) 平成29年12月31日までに入居することが条件です。

なお、所得税の納税額が少なく、所得税額を超える税額控除限度額がある場合には、住民税からも控除が可能です。改正前は、住民税控除額は年最高97,500円でしたが、消費税の引き上げに伴ってその控除額は年最高136,500円に引き上げられました。

❒ すまい給付金制度の創設

収入が一定額以下の人が床面積50㎡以上等一定要件を満たし、消費税率が8％又は10％である住宅を購入して入居した場合に現金を給付する「すまい給付金」制度が創設されました。中古住宅購入も給付対象となります。給付額は、「給付基礎額」に「持分割合」を乗じた金額です（ 計算式 給付額＝給付基礎額×持分割合）。給付基礎額は、都道府県民税の所得割額に基づいて決定されます。扶養家族が１人の場合の給付基礎額の目安は次のとおりです。

消費税率8％の場合の給付基礎額（注）

都道府県民税の所得割額（収入額の目安）	給付基礎額
6.89万円以下（425万円以下）	30 万円
6.89万円超8.39万円以下（425～475万円以下）	20 万円
8.39万円超9.38万円以下（475～510万円以下）	10 万円

(注) 消費税率10％時の給付額についても別途給付基礎額が設けられています。また、消費税率10％時で、住宅ローンを利用しないときは、都道府県民税の所得割額が133千円（収入額の目安650万円）以下であることが支給要件として追加されます。

この制度は、住宅ローンを利用せずに全額自己資金で住宅を購入した場合にも給付されますが、その場合、引渡しを受けた年の12月31日時点での年齢が50歳以上である人が給付対象となります。なお、消費税が非課税とされる個人間の不動産取引は「すまい給付金」の対象となりません。また、「すまい給付金」を受け取れるのは、平成26年4月1日から平成29年12月31日までの期間中1度だけとなっています。

❒ 所得税以外の改正など

☆ 家計支援としての現金給付措置

一定収入額以下の児童手当の受給世帯を対象に、子供1人当たり１万円が給付されます。また、住民税非課税世帯には別枠で家族1人当たり１万円を給付、さらに住民税非課税世帯で年金等受給している人には5千円を加算して支給されます。平成26年7月～9月頃に1度限りの支給となっています。

☆ 印紙税率の特例措置の延長・拡充等

平成26年4月1日以後に作成される金銭又は有価証券の受取書（領収書）のうち、記載された受取金額が5万円未満（現行3万円未満）のものには、印紙税が課されないことになりました。また、不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率が引下げられた特例措置の適用期限が平成30年3月31日まで延長されました。例えば、不動産の譲渡に関する契約書に記載された金額が100万円超500万円以下の場合には1,000円（特例前2,000円）の印紙、500万円超1,000万円以下の場合には5,000円（特例前1万円）の印紙となります。

知ってる？領収書

買い物などの代金を支払ったときにもらう領収書。普段は何気なく扱っていますが、重要な役割を果しています。民法４８６条では「弁済をした者は、弁済を受領した者に対して受取証書の交付を請求することができる」と、ワザワザ定めています。今回はこの領収書の役割を探ってみたいと思います。　（ 杉浦 勇人・田中 雄介 ）

◇ ◆ ◇ 領収書の役割ってなに？ ◇ ◆ ◇

民法486条によると、買い物代金を支払った人は、お店の人に対して領収書を請求できる権利があります。コンビニで買い物をしたらレシートが貰えるのはそのためです。また、判例によると、「領収書の交付」と「代金の支払」は同時に履行するべきものとされ、領収書が貰えるまで代金の支払いを拒むことができます。なにやら重要な役割を持つ領収書。実際にはどのような場面でその効果を発揮しているのでしょうか。

まず、買い物をした後に、お店の人から代金を二重に請求されたら、どのように自分の身を守りますか？相手の勘違いにせよ悪意にせよ口頭では証明できません。そこで登場するのが領収書です！発行者はお店の人なのですから、これに勝る証拠はないですよね。

次に、買い物をしたモノが後から不良品や品違いであることに気付いた場合、お店の人に対して返品等をどのようにお願いしますか？お店の人もいつ売ったのか分からないモノの返品等に応じたくはないですよね。そこで領収書が、「あなたのお店でこの日にコレを買いました！」と証明してくれるのです。

また、皆さんが会社の経理担当者で、領収書を受け取ることなく経費の支払いを行った場合はどうでしょうか？領収書がなければ、支払ったお金を自分の懐に入れたのではないかと会社から疑われるかもしれません。税務署からは架空経費の疑いをかけられるかもしれませんし、場合によっては、経費として認められなくなる可能性もあります。領収書はこのような場面でも私たちを守ってくれる守り紙！？なのです。

◇ ◆ ◇ 領収書とレシートって何が違う？ ◇ ◆ ◇

コンビニで買い物をするとレシートをもらいます。一般的に、手書きのものを「領収書」レジから出てくるものを「レシート」と呼んでいるようですが、どちらも領収書としての効力は同じです。

Sunset Mart
大阪市天王寺区生玉寺町1－13
領 収 書
2014年4月1日（火） 12:05
満腹弁当 ¥410
お茶 ¥108
合 計 ¥518
（内消費税 ¥38）
お 預 り ¥1,000
お 釣 ¥482
担当：田中

では、レシートにだけ「買い物した人の名前」や「お店の押印等」が無いのは何故でしょうか？それは、コンビニなどの小売業者は取引量が非常に多く、1件1件記載することが困難であることや、

記載項目		レシート	領収書
①	金　額	○	○
②	年月日	○	○
③	お店の名前等	○	○
④	取引内容	○	○
⑤	買い物した人の名前	－	○
⑥	お店の押印等	－	○

購入と支払のタイミングが同時であり、さらに少額なため、これを理由としたトラブルの発生が少ないことも理由です。記載の省略は消費税法も認めています。ただし、印紙税法で5万円以上の取引（改正により平成26年4月から非課税範囲が拡大しました）は、領収書への印紙貼付が求められているのでご注意ください。印紙の貼付による納税義務は領収書の発行者にあり、印紙のない領収書でも法的には有効ですが、印紙税法違反に加担しないほうが良いと思います。無用なトラブル防止の為にも、領収書を貰ったら、その場で印紙の有無や記載内容の漏れ・誤りが無いかを確認することをお薦めします。

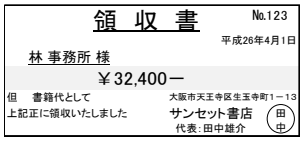
領 収 書　No.123
平成26年4月1日
林 事務所 様
￥32,400－
但　書籍代として
上記正に領収いたしました
大阪市天王寺区生玉寺町1－13
サンセット書店　田中
代表：田中雄介

◇ ◆ ◇ 領収書がもらえない場合は？ ◇ ◆ ◇

通販やインターネットの買い物で代金を銀行振込する場合、領収書やレシートは貰えませんね。振込明細は売ったお店が直接発行したものではないので、二重請求や横領などの疑いに備えるには情報が不十分です。お店が発行した請求書や納品書などと一緒に保存しておくのも一案かと思います。ただ、場合によっては領収書を発行してもらった方が安全かもしれません。

◇ ◆ ◇ いつまで保存すればいいの？ ◇ ◆ ◇

二重請求への備えなら債権の消滅時効期間である5年（一部の債権については2年）保存すれば十分です。但し、青色申告を行う会社及び事業者の場合、税法で帳簿書類を7年間（一部事業者は5年間）保存することが求められています。更に会社法及び商法では、帳簿等の重要書類の保存期間を10年と定めていますので、その間保存することが安全です。このように領収書の役割を知れば知るほど重要な書類に見えてきます。そしてなんだか愛着が湧いてくるのは私だけでしょうか。

労務管理・社会保険の実務　～ 在職老齢年金 ～

高年齢者雇用安定法により、65歳までの雇用確保措置が企業に義務づけられ、60歳定年後も年金を受け取りながら働く方が増えています。給与との関係で年金が調整される「在職老齢年金」の仕組みを解説します。

（ 社会保険労務士　西村美紀代 ）

◂ ◁ ◂ 在職老齢年金とは

60歳以降在職しながら受ける老齢厚生年金を在職老齢年金といいます。給与・賞与などの収入がある場合、老齢厚生年金が一部または全額支給停止の調整が行われます。在職老齢年金の対象となるのは、厚生年金保険に加入されている方です。労働時間が短く（勤務日数及び勤務時間が一般従業員のおおむね4分の3未満）厚生年金保険に加入できない方は対象とならず、老齢厚生年金は全額支給されます。尚、65歳から受ける老齢基礎年金は年金停止調整の対象となりません。

◂ ◁ ◂ 60歳～64歳までの在職老齢年金の仕組み

支給停止となるのは、総報酬月額相当額と基本月額の合計が28万円を超えた場合です。

◎総報酬月額相当額＝
標準報酬月額＋直近1年間の賞与÷12
※標準報酬月額は給与・通勤費等によって決定

◎基本月額＝老齢厚生年金の年額÷12
※配偶者がいる場合等に付く加給年金は老齢厚生年金から除く

☞ 支給停止の計算の仕方

総報酬月額相当額と基本月額				1か月分の年金支給停止額
総報酬月額相当額と基本月額の合計が28万円以下				全　額　支　給
総報酬月額相当額	46万円以下	基本月額	28万円以下	（総報酬月額相当額＋基本月額－28万円）÷2
			28万円超	総報酬月額相当額÷2
	46万円超		28万円以下	（46万円＋基本月額－28万円）÷2＋（総報酬月額相当額－46万円）
			28万円超	46万円÷2＋（総報酬月額相当額－46万円）

☞ 雇用保険の高年齢雇用継続給付との調整

在職老齢年金を受けながら高年齢雇用継続給付を受けると、在職老齢年金による停止調整に加え、高年齢雇用継続給付とも停止調整されます。

「60歳到達時の給与に対する60歳以降給与の割合（給与割合）が75%未満になる」→「高年齢雇用継続給付として、給与割合に応じて60歳以降給与の最高15%を支給」→「給与割合に応じて在職老齢年金から標準報酬月額の最高6%が減額」

☞ 給与設計

「給与」「在職老齢年金」「高年齢雇用継続給付」三者の合計手取額は、下表のように、60歳到達時と比べて給与が下がっても、ほぼ変わらないこともあります。

Aさん　昭和28年3月3日生　61歳　配偶者有
60歳到達時給与40万円　年金基本月額15万円

（単位：円）

60歳以降の月額給与	400,000	300,000	243,000
控除額（社会保険料・所得税）合計	69,615	49,990	39,325
在職老齢年金額	10,000	65,000	80,600
高年齢雇用継続給付※	0	0	36,450
手取額（月額）	340,385	315,010	320,725

※加給年金・賞与・住民税は除いて計算
※高年齢雇用継続給付は非課税所得です！

◂ ◁ ◂ 65歳以降の在職老齢年金の仕組み

支給停止となるのは、総報酬月額相当額と基本月額の合計が46万円を超えた場合です。

☞ 支給停止の計算の仕方

総報酬月額相当額と基本月額の合計	1か月分の年金支給停止額
46万円以下	全額支給
46万円超	（総報酬月額相当額＋基本月額－46万円）÷2

※70歳以上は、厚生年金保険の加入資格が喪失しますが、健康保険に加入（75歳以降は後期高齢者医療）されている方は、65歳以上の方と同様の在職老齢年金の支給停止が行われます。

社会保険トピックス

✾平成26年4月から、育児休業期間に加え、産前産後休業期間中も保険料（健康保険・厚生年金保険）が、被保険者・事業主とも免除されます。

✾協会けんぽの介護保険料率が3月分（4月納付分）以降、1.55%から1.72%へ上がります。健康保険料率については据え置きとなりました。

ご質問・お問い合わせは
》》》西村社会保険労務士事務所まで。
℡:06-6773-3402　ﾒｰﾙ:nishimura@aiss.jp

ヘルメット相談会

工事現場でﾍﾙﾒｯﾄをかぶった人達が相談し合っているｲﾒｰｼﾞで、現場のｽｷﾙｱｯﾌﾟを図るため実施しているｱｼｽﾀﾝﾄの自主勉強会です。

相談会

【税務調査編】

前回に続き、「税務調査の重点項目講座」で学んだことの一部をお伝えいたします。この講座は、“職員の税務力UP”という目標のもとに、弊所税理士が講師となり、税務調査での調査ポイントや、税務上誤りやすい事例などを解説した講座です。第4回目となる今回は、税理士林 竜弘が講師となり固定資産をテーマに学びました。事例に沿って一緒に考えながら学ぶことは、これまで携わったことのないパターンの税務処理についてもイメージがしやすく、大変勉強になりました。　（ 浦　絵美 ）

まず、税務調査でどのようなことが調査のポイントとなるのか確認を行ってから、誤りやすい事例や判断に迷う事例に沿って、税務処理を考えていきました。

✍ **税務調査での調査ポイント**

(1) 固定資産の取得価額は適正か
(2) 資本的支出を修繕費としていないか
(3) 耐用年数、償却方法は妥当か
(4) 非減価償却資産等の減価償却を行っていないか
(5) 固定資産売却損益に係る処理は妥当か
(6) 除却損の計上時期は妥当か
(7) グループ法人、同族関係者間における固定資産売買取引価額は適正か

■　中古取得の不動産に係る固定資産税相当額の精算

Q．中古で土地建物を購入した際、前所有者が負担した固定資産税のうち、購入後の期間対応分を売買価額とは別に支払いました。この固定資産税相当額部分は租税公課として当期の費用に計上してよいでしょうか。

A．固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に対し賦課決定されるものであり、年の途中で固定資産を取得した所有者には、納税義務は生じません。したがって、この場合の固定資産税相当額は前所有者に支払う購入代金となるので、固定資産の取得価額に含めます。なお、その際の消費税区分は、土地部分非課税・建物部分課税となります。

☞　購入付随費用について

固定資産の取得にあたって業者に支払う仲介手数料は取得価額に含めるのですが、不動産取得税・登録免許税等は以下のように処理します。

法　　人	個人（事業、不動産他）
資産の取得価額に算入しないことができる（租税公課とすることができる）	資産の取得価額に算入せず、必要経費とする（租税公課としなければならない）

■　取得価額が１０万円未満であるかどうかの判定

Q．当社は、所有している40室の賃貸用マンションの各室に新たにカーテンを取り付けたところ、その費用が240万円かかりました。このカーテンは、固定資産に計上すべきでしょうか。

A．この場合のカーテンは、1枚では機能を有するものではなく、一つの部屋（室）で数枚が組み合わされてその効果を果たすものであると考えられますので、取得価額が10万円未満であるかどうかは、部屋（室）ごとにその取得価額で判定することになります。したがって、部屋（室）単位により、取得価額が10万円未満であるものについては、事業の用に供した日の属する事業年度において損金経理をしたときは、一時の損金の額に算入することが認められます。

■　資本的支出と修繕費

Q．中小企業者（青色申告）である当社は、平成26年3月期において、ガレージ用簡易建物の外壁に、資本的支出に該当する防水性ペンキを塗るという改装を行いました。その費用は28万円と少額であるため、すべて修繕費として処理してよいでしょうか。

A．修理改良のための支出で、資本的支出に該当する場合、少額であるとして損金経理できるのは20万円未満のものです。今回行った資本的支出は28万円であるため、固定資産に計上する必要があります。

■　事業開始前の補修

Q．老朽化が進んだ中古の建物を取得し、営業所として使用を開始するに当たって、補修を施しました。この補修にかかった費用は、修繕費とすることができるでしょうか。

A．事業供用前の支出は、修繕費とは認められません。この場合、補修にかかった費用の全額を、資産の取得価額に含める必要があります。

【接遇研修編】

当事務所の林光行・幸も講師を務めるA’ワーク創造館で、田附 美佐子先生による接遇研修（電話応対編・クレーム応対編各一日）を受講しました。納得性のあるわかりやすい説明と実習は、新たな気づきが多く大変有意義な研修となりました。事務所の朝のミーティングでその話をしたところ「ぜひみんなに」と、ヘルメット相談会で発表することになりました。以下、研修の一部をお伝えします。ぜひA’ワークの研修を実際に受けてみられることをおすすめします！（ 小林　実愛・小林　正恵 ）

～電　話　応　対～

■　電話応対の重要性

まず「なぜ電話応対が難しいのか」という話から始まりました。日常の会話では、人は情報の半分以上（約55％）を視覚に頼っていて、耳では残りの４５％だけを受け取っているそうです。電話は、相手のしぐさや表情を見ることができない、声だけのコミュニケーションツール。だから難しいとの話に「なるほど!」と思いました。そして、先生の「自分が『会社の代表』であることを意識し、常に明るくハキハキとした応対を心掛けなければなりません」との言葉に改めて電話応対の重要性に気付かされました。

■　電話応対は心構えが大切

発声をする前にまず姿勢を正し、「これから電話応対をするんだ」と気持ちを切り替え、心の準備をすることが大切だと教わりました。当然、「ながら電話」はＮＧ！　電話の際には、何よりも相手のことを思う気持ちをもって向き合うことが肝心なのだと思いました。

■　正しい敬語、気持ちのいい言葉遣い

尊敬語・謙譲語・丁寧語は、状況によって使い分けるべきなのですが、なかなか適切な言葉が出てきません。電話での受け応えは、対面しているとき以上に正しい敬語で、相手にとって気持ちのいい言葉遣いを心掛け、「正確に・迅速に・簡潔に・明瞭に・丁寧に」ということを意識しながら話す必要があるとのこと。私にはなかなかハードルが高いと感じました。

■　ロールプレイングで苦手を克服

その他、電話の受け方や、基本的な話し方など、研修では、参考になることばかりでした。実際に受話器を取って用件を聞きながらメモを取ること、会話中の敬語の使い方など、自分のできていない言葉遣いや、知らなかった癖が次々と発見できるロールプレイングは目からウロコでした。そして、そのロールプレイングを何度も繰り返し行うことで、気恥ずかしさや苦手意識もきっと克服できると思います。　　（実愛）

～クレーム応対～

クレーム応対編は、参加者それぞれの経験や、こんな時はどうしたらいいだろうと思っていることの発表からスタートしました。「説明がうまく伝わらなかった」「応対に時間がかかり、相手を怒らせてしまった」「こちらに落ち度はないはずなのになかなか納得してもらえなかった」など、いろいろな例が出ました。

■　クレームを言う人は４％

製品や応対に不満を持っていても実際にクレームを言う人は全体の４％、残りの 96％のうち大半の人がクレームを言わずに二度と取引をしなくなるそうです。

「クレームはお客様の要望を聞くことができるチャンス」と考えて適切に対応することで、ファンを増やすことができるというお話に、クレームを厭わずに業務に活かしてゆければいいなと思いました。

■　クレームの解決法

クレーム応対で大切なのは、早期解決とお客様の気持ちを平常心に近づけることだそうです。そのための話の聴き方や謝罪の仕方、タイミングや話し方のポイント、解決策の提案の仕方などについて、具体例を使いながら説明していただきました。お客様になかなか冷静になってもらえない時の対処法として、応対する「人」を変える、折り返し電話するなど「時間」を変える、受付から応接に移動するなど「場所」を変える「苦情三変の原則」のお話がとても参考になりました。また、クレームの解決にはお客様に納得していただくことが必要で、そのためには解決策を提案するだけではなくお客様の心情や立場を理解し、共感することが大切だということを教えて頂きました。

■　ロールプレイングでクレーム応対を体験

研修の最後は、ロールプレイングをしました。先生が本当のお客様のように感じられ、練習だということを忘れそうになりました。相手にわかり易い言葉遣いで話すことが大切だと実感しました。（正恵）

ヘルメット相談会

寄 稿

エネルギーと国際政治
～アメリカ・ロシアそしてクリミア～

元衆議院議員　熊田　あつし　様

アメリカ訪問

2013年の8月から9月にかけ、米国国務省の招聘で訪米し、N.Y.、ワシントンD.C.、デンバー、ロス、ホノルルとまわってきました。「エネルギー政策と安全保障」というテーマで、国務省、国防省、連邦議会上院、シェールガス関係団体、地方自治体、大学やシンクタンク等の研究機関、等々と意見交換を重ねました。

米国国務省にて

アメリカは、シェールガス革命に沸いていました。格安の自前エネルギーを確保できたことは、米国の産業構造だけでなく、安全保障政策にも大きな影響を与えるものだと感じました。石油はグローバルな市場で取引価格が定まっていくのに対し、天然ガスはローカルな市場で取引が行われ、価格の地域間格差が非常に大きいのが現状です。福島原発事故後、日本は1MMBtu当たり約16ドルで輸入しているのに対し、米国内の流通価格は約4ドルで、4倍もの開きがあります。

しかし、米国の天然ガスは、FTA締結国以外への輸出は規制があり、実質的に戦略物資として扱われています。韓国は対象になりますが、日本は対象外であり、TPP交渉の行方如何ということになるでしょうか。

また、現場の生産団体は、対中国投資に意欲を示していました。中国には米国に匹敵するシェールガスの埋蔵量があり、もし中国がこの技術を手に入れれば、中国が消費する天然ガスのロシアへの依存度を下げることが可能となります。そうなればロシアは新たな市場を必要とします。これが、ウクライナ危機前の時点では、日露関係が改善されていた背景の一つとなっているように感じました。

今回の訪米は、エネルギーを通じて国際関係の変化を感じるものになりました。

ロシア訪問

2013年11月から年末にかけ、モスクワを訪問しました。日露間には天然ガスを輸入したい日本と輸出したいロシアという利害の一致が生まれてきました。

日本の天然ガスは、5割以上をオーストラリア、カタール、マレーシアに頼っています。ロシアとの交渉を進めることで、輸入先の多角化と、価格交渉力の強化を図ることができます。

そのようなことを念頭に、今後の日露関係をどう構築していくべきかを探りたいとの思いで訪問したのですが、まず驚いたのは、ロシアにおける非常に親日的な雰囲気です。日本人は、冷戦時代のイメージでロシア人を見ることも多いように感じますが、そのイメージを崩されました。ロシアにおける日本への期待感や親近感からすると、エネルギー交渉だけではなく、もっと広範な経済関係の構築をしていく潜在的な可能性を感じました。

しかし、一方で課題もあります。一つは治安です。私が滞在していた頃は、開催を目前に控えたソチ五輪への熱が高まる一方で、五輪阻止を表明しているイスラム過激派によるテロの可能性もあり、地下鉄にも少々緊張しながら乗っていたものです。

そしてもう一つ、大きな問題としてウクライナ問題が浮上してきました。

ウクライナ情勢への私見

私がモスクワに滞在していた頃、ちょうどキエフでのデモが始まりました。その時の感覚では、今回のような事態にまで発展するとは思われませんでした。

しかし、ソチ五輪真っ只中の2月18日にデモ隊と治安部隊が衝突し、多数の死者が出たことによって、事態は収拾不可能なほどに悪化しました。このタイミングでは、ロシアは表立った行動はとれません。

少し話しがそれますが、さかのぼって2008年の南オセチア紛争を振り返ってみると、グルジア軍とロシア軍の戦闘が始まったのは、8月7日でした。これは、プーチン首相（当時）が北京五輪の開会式に出席しているタイミングです。この時も、ロシアが動きにくいタイミングで事態は急変しました。

この南オセチア紛争では、先にどちらの軍が仕掛けたかは双方主張が異なっています。ただ、紛争前から米国がグルジアに対し、鉄道や装備の面で援助をしていたのは事実のようです。グルジアは、アゼルバイジ

ャンからトルコに至るパイプラインの中継地で、ロシアやイランを経由せずに中東の原油を手に入れるために重要な地域だということが背景にあるのでしょう。

そして、今回のウクライナ。また五輪の時期に大きな動きがおきました。この間、米国は、ソチでテロが起きた時の米国人救出の為ということで、フリゲート艦と揚陸指揮艦を黒海に派遣していました。 考えすぎかもしれませんが、今回注目されているクリミア半島のロシア黒海艦隊の目と鼻の先です。いろいろと背景を考えてしまいます。ロシアからすれば、特に、黒海艦隊の基地とロシア系住民の保護、ここは何があっても譲れない一線でしょう。

出典 総務省統計局

ただ、プーチン大統領による「クリミア編入表明」には驚きました。この時点では、クリミアの独立は容認しつつ、編入のカードは温存すると思っていたからです。一度編入を表明した以上、欧米がどんな圧力をかけ、どんな論理を述べようが、プーチンは後戻りができない状況になったのではないでしょうか。

住民投票による独立宣言は有効か無効か

ここで住民投票による独立宣言は、有効か、無効か。そこに触れたいと思います。

1999年の東ティモール、2006年のモンテネグロ、2011年の南スーダンは、いずれも住民投票を経て独立を宣言し、国際連合加盟を果たしています。世界は、これらの国々の独立を承認したのです。根拠は、国連憲章第1条2項の「自決の原則」だとされています。

その一方で、欧米諸国は、今回のクリミアは認められないと言っています。それは、ロシアの武力が介在し、民主的な住民投票ではないという理由です。

しかし、一皮むけば、これは国益をかけた権力闘争が繰り広げられる国際政治の場での話です。実際のところは、それぞれに根拠を示しながらも、各国が自国の国益にかなう場合は承認し、そうでない場合は承認しないというのが実態なのではないかと思います。

その上で今回の件に話しを戻せば、ロシアの立場を考えれば、国益にかなうであろうクリミア独立承認までは予想できました。しかし、もう一歩進んで、ロシアへの編入も表明するとなると、プーチンの信念ともいえる決意を感じました。

プーチンの決意～愛国心

彼は、ベルリンの壁が崩壊した時に、KGBドレスデン支部に勤務し、ソ連を中心とした東側世界の崩壊を目の当たりにし、その後、ソ連解体、NATOの東方伸長を経験してきました。今回のウクライナの件はその延長にあると考えたとすれば、プーチンにとっては「攻め」ではなく「守り」の戦いであり、危機に瀕した祖国を思う気持ちというものがそこから強烈に出てきているのではないかと推測できます。このことは今回のプーチンの演説内容からも伝わってきます。

クリミア半島の軍事的な重要性ということに加え、このような背景からくる強烈な愛国心が、プーチンの行動の根底にあるのではないかと思えてなりません。しかし、だからといって、今回のロシアの行動を、短絡的に支持するものではありません。

さて、日本は…

日本は、世界の秩序や自決の原則を踏まえたうえで、日本の国益を最重要視して行動すべきです。中国が軍備を拡張している状況下での日米同盟の重要性やエネルギー問題など、ポイントは何点かあると思います。

アメリカは当然、同盟国である日本にも共同歩調を求めてくるでしょうが、エネルギー供給源の確保や領土問題を抱えるわが国としては、短絡的に歩調を合わせるべきではないのではないでしょうか。

EUは、米国に対し、シェールガス輸出のFTA締結国以外への規制を緩和することを求めています。こういった点などは日本も参考にすべきだと思います。

また、緊張緩和が日本の国益にも資する点を踏まえれば、日米関係を重視しつつも、ロシアとの対話の窓口としての役割を果たす姿勢も必要でしょう。

今回、私が、エネルギーと安全保障の視点で訪問した米露間で、今後、経済戦、情報戦、外交戦が繰り広げられます。ウクライナ情勢は、日本にとって決して遠い国の出来事ではありません。

国益を守るためには、今回の事象の背景を認識しながら、慎重かつ積極的な外交を行なうことが求められるのではないでしょうか。

いま 思うこと 伝えたいこと

❀ 団塊の世代の戯言　弁護士　四宮　章夫　様

集団自衛権を巡る政治情勢に代表されるような我国の右傾化には当惑するばかりですが、それは、太平洋戦争に対し日本人自ら反省することが無かったことが遠因であると考えています。

極東国際軍事法廷によるA級戦犯の裁判や世界48ケ所で行われたBC級戦犯の裁判は、日本人が自らを裁いたものではありません。

そして、朝鮮戦争を契機に米国は占領政策を変更し、社会主義の日本への浸透を食止め、日米軍事同盟に引入れるために、戦争当時の支配層の復活、及び日本の右翼活動の強化や再軍備をむしろ後押ししました。

共産主義者のほうも、近く革命により支配権を取得できるとの幻想を抱き、戦争を引き起した原因の探求や日本人としての反省を忘れ、コミンテルンの指導に踊らされるばかりでした。

日本人は、戦争を契機に、政治、社会、文化の各方面における我国の課題を抽出し、改革し、反省を後世に伝える努力を払いませんでした。反対に、戦後にも残すべき我国の伝統や歴史への誇りも、忘れてしまいました。その結果、教養ある日本人が減少し、威勢の良い言葉に踊る大衆ばかりになったことが、右傾化の原因ではないでしょうか。

❀ 「身体化」ということ　生駒市　伊藤　誠　様

最近の学生、学期初めに「この授業、何回休めますか？」と教授に平気で尋ねるという。「コスパ」つまりコストパフォーマンスを気にするらしい。コスパ意識で単位取得に必要最小限の授業に出席するという。「コスト」をカットして得た時間でどんな「得なこと」をやっているのかというと、大したこともしていないという。ただ携帯端末を手に膨大な情報の流れの中で薄く浅い他者との「つながった感」に居場所を求めているかのようだ。でもそこで一方的にやって来る情報は、流れて行くだけで「身体化」しない。授業もそのような情報のひとつにすぎないのか。

最大の問題は、情報に向き合う本人の側にある。

かつて確かに実在した、名画座やジャズ喫茶、小劇場に入り浸ってろくに授業にも出てこない学生を想起するのは唐突であろうか。彼ら彼女らは、自身迷いのただ中にあったのかもしれないが、何かをはるかに強烈に身体化していたように思う。「コスパ」意識があったとしても価値軸が全く違っていただろう。

「身体化」できていない言葉を、当然ながらその重みを知らないままに口にし、他者を両断する。

例えば橋下徹の一連の言動とそれに喝采を送るマスコミ。それが膨大な量の情報となって「民意」とされる。また、怒涛のような情報社会化の中にある新興諸国の新中産階級が持つ世界観とその拡散スピードの凄まじさ。豊かになった物分かりのよい大人に囲まれて大きくなり、天安門事件を知らない中国の「80后」「90后」の若者たちの、近隣諸国への認識と態度。

身体化されない情報で「想定外の合成の誤謬（注）」が起きない保証はない。

「手作り」「一点もの」「現地限定」といった営みがふと輝いて見えるのは、『身体化』された何かに久しぶりに出会った気がするからかもしれない。

（注）各人が合理的な行動を取ったとしても、全体では想定外な悪い結果を招いてしまう事があること（ケインズ）。

❀ ウクライナ発の憂鬱　大阪市　加藤　純一　様

ウクライナの新ロシア政権が崩壊したとたん、軍事力を背景にしたロシア支配のもと、住民投票が実施されてクリミア自治共和国はロシアに編入されることが決定された。まるで19世紀か20世紀前半の帝国主義的膨張を見る思いで背筋が寒くなるが、この件を機にプーチンの支持率が75％を越えた。世界が国家主義で席巻され大きな戦争に突き進む事がないのか。

ウクライナには1986年に悲惨な原発事故を起こしたチェルノブイリ原発がある。事故を起こした原発は石棺（コンクリートの建造物）に封じ込めただけで、本格的な廃炉作業は手つかずの状態であり、今後何十年かかかるかも判らず、その費用も莫大なものになると推定される。事故当時はソ連邦に属していたため、連邦が主体的に対策に取り組んだものと思われるが、政権が反ロシア的な路線をとった場合、ロシアは廃炉事業に責任を持たなくなる可能性もある。さらに、ウクライナは財政的危機にあり独自予算措置を取ることも困難だろう。

ウクライナとクリミアの政治的な混乱の中で、廃炉事業はどうなっていくのか。これらのことを考えると、最近何か憂鬱な気分に落ち込んでしまう。

多くのお便りを有難うございます。やむを得ず割愛させて頂きましたこと、また、文章の一部を省略させて頂きましたことをここにお詫び申し上げます。

❀ 憲法九条は何故、どのように制定されたか

神奈川県　税理士　小原　靖夫　様

シェアリングレターには温かい人の心が流れているように感じます。レターは先生の巻頭言から楽しみです。今年はジョン・F・ケネディが暗殺されて50年の米国です。ピューリタンから始まって多様性に満ちた国家になりました。　以下、少しばかり感想を.

・交流（青葉仁会）:「自由は人間の発達のためのひとつの条件」「発達というのは一生の課題」と励まされる言葉がたくさんあります。

・第80回経営倶楽部（レクチャー・トレーニング）:「聴き手はどのように感じたかを伝える．」大切なことです。フィードバックは理性ではうまくいかない。ではどうしたらいいのか。この課題をもって、今、博多で感性論哲学原理論を共に学ぶ研究会をしています。

・寄稿（風前の灯の平和憲法）:私も憲法に興味を持ち、映画「終戦のエンペラー」に触発され、かねてよりの疑問「マッカーサーはなぜ、かくまで天皇を守ったのか」を捨てきれず、岡本嗣郎著「終戦のエンペラー」、古関彰一著「日本国憲法の誕生」を読み、DVD「日本国憲法誕生」（NHKスペシャル）を見て、孫へのメッセージとして書き綴っているBestopia（ネットで見ることができます－編集部注）にまとめました。今回わかったことは、憲法第1条と第9条は天皇の戦争責任と深い関わりがあることが学者の間で論議されるようになったのは10年前位らしいということです。

❀ 事前指示書の勧め

和泉市　梶本　徳彦　様

知人の妻から相談を受けた。知人は昨年10月脳梗塞で入院し、今年になって症状が固定したから退院するように言われた。後遺症のため、ものが言えず寝たきり状態だった。紹介された老人病院では直ちに胃瘻（いろう）を強く勧められ、妻は逡巡したが、知人の姉が延命を希望したこともあって同意した。今になって、本人にとってそれで良かったのだろうかと悩んでいるという。

これをきっかけに、中村仁一さんの「大往生したけりゃ医療とかかわるな、自然死の勧め」、日本尊厳死協会発行の「新・私が決める尊厳死」を読んだ。後者によると、1995年の横浜地裁の判決では、治療の中止は患者の自己決定権に由来するものであり、死に至る過程についての選択権を認めた。その条件として、不治かつ末期の状態であることはもちろんであるが、治療行為の中止を行う時点で、治療行為中止を求める患者の意思表示が存在することとされている。意思表示できない場合も、健全なときの意思表示があれば、それが治療行為中止が検討される段階での患者の推定的意思を認定するのに有力な証拠となる、としている。

齢70歳を超えた私は、家族を悩ませないために、直ちに事前指示書（リビング・ウィル）を書いた。突然の病気の場合、生前に口頭で意思を伝えていたとしても、残された家族にとって延命を拒否する判断は非常に困難である。安楽死に手を貸したという罪の意識に悩むであろうし、親戚には冷たい人間だといわれるかもしれない。ましてや、医師から強く勧められたら従うのが普通だと思う。延命治療を望まれない方は、ぜひ文書で事前指示書を書いて家族に渡されるようにお勧めする次第である。

❀ 中小企業者のつぶやき

大阪市　匿名希望　様

安倍政権になって、株高・円安になった。株式を保有していた一部の方にはよかっただろう。輸出企業は大儲けだ。聞くところによると、消費税が上がると、輸出企業はさらに潤うという。輸出売上は国内消費でないため、消費税はかからず、仕入等にかかった消費税は全て還付されるからである。そういった輸出企業を中心に大企業の従業員の賃金は、ベースアップによって相当上がるらしい。

一方、我々中小企業で、ベースアップできるかというと到底無理である。取引先大企業は相変わらずというかますます横暴である。現場を知らない部長が赴任して、ただただ値下げ要請である。いかに我々業者を泣かせたかが出世の鍵らしい。長いおつきあいの取引先では、とうとう有り得ない低価格で入札した業者にとって代わられた。長年のノウハウの蓄積や人材育成は無視である。社会保険料も経費も上がる一方。このままでは雇用維持さえ難しいと感じざるを得ない。

企業数にして99%、就業者の7割以上が働いているのが中小企業である。中小企業の従業員の給料が上がらなければ本当の景気回復にはならない。政治家にはもっと中小企業者の声に耳を傾け、政府には中小企業の社会保険料の軽減等の策を願いたい。

いま 思うこと 伝えたいこと

❀ 子どもがおおらかに育つ豊かな社会を

中学校教師　岸本　智恵美　様

最近、気になるテーマが多すぎます。辺野古の基地問題、福島の原発問題、秘密保護法案、増税の予算案可決、教育問題･･･と、私たちの生活を左右する問題が山積しています。そんな不安な社会を生きているにもかかわらず、そのことに無関心な日本人を作っている風潮が怖いと感じています。メディアの力は強大で、この国がある方向に動こうとしていても、私たちの生活に大変なことが起ころうとしていても、テレビでは相変わらずお笑い芸人を起用した軽い番組が流れています。考えない日本人を作っているような気がして仕方がありません。私もその１人になりそうです。

それはさておき、中学生を卒業させたばかりの私は、子供たちの将来が気になります。

「夢や希望を持て！」と励ましつつも、実際、子ども達の未来に保証はなく、輝かしい未来どころか厳しい社会が待っています。進学も就職も競争原理。今後は、自由な思考や発言さえも制限されるかも知れません。それでも、あきらめず希望を持って一生懸命子ども達と向き合ってきました。どんな社会でも自分を大事に人とのつながりを大事にできる人になってほしいと、「人」と「生きる」ことの大切さを伝えるために一生懸命関わってきました。そして、先日卒業式を迎えました。やんちゃな生徒が、かわいい花束と「僕のせいで作ったしわを直してください」と極潤ヒアルロン酸パックをくれました。クラスのみんなが「これまで頑張ってくれてありがとう」と高級入浴剤とプラスチック製の安いピアスをプレゼントしてくれました。なんて温かい贈り物でしょう。子ども達の成長を感じ、彼らの涙と「ありがとう」で３年間の苦労が報われました。

しかし、その教師もまた、管理が強まる教育現場で、厳しい現実にさらされています。未熟な生徒や保護者からの評価、入試制度の変更につぐ変更・絶対評価導入・道徳の評価などの教育改革で、さらに多忙になり締めつけられ追い詰められています。おまけに働く意欲を削ぐほどに減給されて、大阪府は全国でワースト２になりました。人を育てるという大事な教育現場で、「ひと」も「時間」も「お金」も削減され、教育はよくなるどころか破綻に向かっています。

最初にあげた、基地問題、原発問題、秘密保護法案･･･すべてが、実は教育現場に無関係ではありません。どれもが切り離せない子どもに関わってくる問題です。

子どもも教師も親も、追い詰めないで、豊かな子どもが育つ「地域に根ざす学校」を作っていきたいと心から願っています。また頑張らなければ！！！

❀ １０年後の私たちは･･･

北九州市　福島浅次郎　様

『漠然と迎える未来』には貧困な人生が待ち受け、
『主体的に築く未来』には自由で創造的な人生がある。

ロンドンビジネススクール教授リンダ・グラットンのWORK SHIFTの表紙の裏に書かれている言葉です。

これから先の我々の働き方、仕事のあり方、会社のあり方はどの様に変わっていくのだろうか？リンダ・グラットンの本、ダニエルピンクの「フリーエージェント社会の到来」という本も読んでみました。

これらから、今までのような「寄らば大樹の陰」的な「会社があって私がある」ということから、「私がいて会社がある」という形に変わっていく予感がします。

その大きな原因は、インターネット、加えて、タブレット端末、スマートフォンの出現です。時間と距離を乗り越えての働きをこれらは示してくれます。又、このICT技術にロボット技術の目を見張る進歩が重なり、人間のやってきた仕事のかなりの部分がこれらに置き換わっていきます。これらの機器、技術は人間の暮らし方まで変えています。満員電車に揺られて、遠い会社に出勤しなくてもいい様にもなっています。

リンダ・グラットンの言う「主体的に築く未来」に「主体的に報酬を得る」と言う仮説をおいてみました。

陶工が自分一人で形を考え、色を工夫し、釜の温度も決める、出来不出来も自己責任です。お客様はいいものにしか目がいきません。これからはこの陶工の様な働き方になっていくのではないかと思います。

お神輿は一人だけ肩を外しても前に進んでいきます。肩車は自分が潰れれば乗せている人も潰れます。これからの働き方は、肩車型になるのではないでしょうか。

そうなると、「自立、自律」が求められます。効率的で効果的な仕事のできる人に報酬が支払われる社会が来る予感がします。そのためには「本物の陶工」になる様に自分を操縦しなければなりません。その操縦の仕方についてはまた一緒に考えていきましょう。

Ｋｅｙ for Ｓｕｃｃｅｓｓ

第22回KS経営研究会

ＫＳ経営研究会は、「開業支援講座」「よくわかる！経営基礎講座」（講師林光行・幸）修了生のみで構成されている会です。情報交換や発表会を通して会員同士の切磋琢磨を図り、ビジネス拡大、交流の機会を持つことを目的としています。

今回は、KS経営研究会ならではのテーマ「事例研究～繁盛店にする法」。事例提供者は点心と上海料理のお店「海上明月」を開店して３年の蒋さん。コーディネーターは蒋さんと同期（25期）の泉谷功さんと23期の粉川知也子さん。以下は、経営基礎講座を修了間もない社会保険労務士の片上寿文さんのレポートです。

☆★ ＫＳ経営研究会に初参加 ☆★

コーディネーターの一人が泉谷先輩と聞き、これは絶対行かなければ…と参加しました。「一緒に参加しよう」と言っていた同期の仲間は風邪でダウン。数少ない29期修了生として、期待半分不安半分の気持ちでしたが、私自身がサラリーマンを辞めて独立開業したばかりであったため、内容が具体的な事例研究だと聞いて「自分の仕事の参考になれば」と意気込んで…。

会場に着いてみると、知らない人ばかり。でも、お菓子と飲み物が用意されていて、思っていた以上に和やかな雰囲気。初対面の人とも軽く談笑し、リラックスした状態の中で事例研究会が始まりました。

☆★ 蒋さんの発表と質疑応答 ☆★

蒋さんは、ご両親の期待に反して希望する料理の道へ。そして中国国家一級点心師に見事合格。平成11年に来日し、上海食亭や外灘紅緑灯を繁盛させた後、永年の夢であった自分のお店『海上明月』を平成23年3月にオープン。店名を逆から読むと、なんと「月明かりの上海」！ 蒋さんの故郷への想いが感じられます。

蒋さんは、開店当初からの売上推移グラフ（実際の数字！）を示しながら、開業時から現在まで、その時々の経営課題や施策などを詳しく説明。『美味しい料理を作ればお客様は来てくれる』と信じ、実際売上は伸びてきたところ、昨年夏は売上が急降下。「閉店も考えた」と、御自身の心境を赤裸々に語ってくれました。

参加メンバーからは「お店の売りは？」「客単価は？」「損益分岐点は？」「立地が悪くお店の場所がわかりにくいのでは？」と質問が次々と飛び、蒋さんはそれらの声に素直に耳を傾け、正直に答えてくれました。

☆ ★ グループディスカッション ☆ ★

質疑応答後、コーディネーターから「お店の場所はそのままという前提で、どのようにすれば繁盛店になるかをグループに分かれてディスカッションして下さい」と提案があり、忌憚のない意見をぶつけ合う侃侃諤諤の白熱した議論となりました。そして、グループごとに発表という流れで研究会は進行していきます。

・客単価とターゲット層が合っていないのでは？
・小籠包等の名物をもっとアピールすべき
・日本的なきめ細やかな接客サービスが足りない

等々、厳しい意見が出ましたが、皆が共通して感じていたのは「蒋さんは人柄が良く、料理もおいしい」ことと「お店の雰囲気がお洒落で素敵」ということでした。それらの長所をより活かすために、お店の接客面でのサービスを向上させることで、親しみやすさや感動を与え、リピーターが増えていくお店づくりを目指すべきという点で、全員の意見が一致しました。

☆★ 懇親会は「海上明月」へ ☆★

終了後は『海上明月』へ。前日に設置したばかりという袖看板を見て「これならわかりやすい」と幸さん。

厨房で調理する蒋さんの姿を見て、異国の地で頑張る蒋さんの成功を心から願わずにはいられませんでした。

― 蒋さん、料理すごく美味しかったです、ご馳走様でした。またお店に足を運ばせてもらいます。 ありがとう！ ―

〒530-0052 大阪市北区南扇町 7-27
TTH 東梅田 1F　TEL 06-6926-4266
http://www.kaijoumeigetsu.com

【 第30期 よくわかる！経営基礎講座 】　於：Ａ´ワーク創造館　http://www.adash.or.jp/
☆「事業構想編」平成26年6月18日～7月16日18:30～21:00 毎水曜日全5回（受講料26,460円教材費込）
☆「事業計画編」平成26年7月30日～8月27日18:30～21:00 毎水曜日全4回（受講料21,600円教材費込）

2014年合宿レポート

恒例の林事務所新年合宿は今年も「ロッジ舞洲」で行いました。大阪湾が一望でき、夕日が最高に綺麗なところです。今年は何をするのだろうとワクワクドキドキ。合宿で得たいものが明確な者、漠然としている者も「得たいもの」があるというところは同じです。職員の気持ちが一つとなって合宿という船がゆっくりと進んでいきました。　（河崎　千恵子）

◆◇◆

☞ 一日目：1月11日

1日目は前田が進行役。毎年、所長が進行役なので、今年の所長はリラックスして楽しんでいるように見えます。スタートは9時50分。コーヒーを飲みながら今の気持ちを一言ずつ。そして、昨年のサポートチーム（1年を通して概ね月一回のランチミーティングで目標の進捗状況等をシェアし、仲間としてサポートしていく場）に分かれて最終ミーティング。１年間の感謝の気持ちを伝えて解散しました。

今年の合宿のテーマは、「アシスタントが有資格者の仕事の一部もできるようになる！～有資格者が他の仕事を受けやすくする環境作り～」です。まずは林事務所を取り巻く環境について、有資格者による発表がありました。盛り沢山な内容だったので、私が特に印象に残った所長の発表を書かせていただきます。

◇ ◇ ◇ 林事務所を取り巻く環境 ◇ ◇ ◇

✾ 所長　林　光行　　― 事務所（所長）の原点 ―

「父は職人で、針仕事（オーダー紳士服の裁縫）をして僕たちを育ててくれました。それが職人の事務所、お客様に合ったオーダーメイドのサービスを目指してきたルーツです。職人である父を尊敬しています。そして、自分自身も会計士として職人になりたいと思いました。しかし、最近では、職人の個人事務所としての限界も感じています。『林さん、あんたに頼みたい』と言われるのも嬉しいけど、林事務所に頼んで欲しい。そのためには、職員の一人一人がお客様のことを考える職人＝専門家になって欲しい。その結果、事務所全体が信頼される、そんな仲間になりたいのです。」

所長の思いを深く知ることができ、私も林事務所の一員として今ここにいることの幸せ、いっしょに頑張りたいという熱い思いが込み上げてきました。また所長は、「“働く時間＝人生の控除項目”だと思っていた時期もあったが、“働く時間＝人生を生きている時間”だと思うようになった。」とも言っていました。この言葉は、私の心の中にストンと入ってきました。

✾ 他の有資格者は、税理士 林竜弘が社会福祉法人、税理士 古田が公益法人、公認会計士 藤原が監査法人、税理士 林幸が事務所の売上推移、公認会計士 塩尻が内部環境分析、税理士 前田が会計ソフトというテーマで発表。多方面の話を１日で聞けた機会に感謝です！

◇ 有資格者は何をやっているの？必要な能力は？ ◇

グループに分かれて意見交換。以下はその一部です。

✾ 有資格者は何をやっているの? →経営相談、月次報告書のコメント、資金繰、税務調査の立会等

✾ 必要な能力は？→コミュニケーション能力、税法全般にわたる知識等（専門知識だけではないようです）

意見交換はそのまま夕食へと突入。今年も寄せ鍋♪夕食後も合宿は続くのでアルコールは控え目に…。

☞ 二日目：1月12日

２日目は古田が進行役。合宿テーマの「アシスタントが有資格者の仕事の一部もできるようになる！」のまとめに入りました。いろいろな意見がでましたが、何が課題かを聞き取り整理する能力、すなわち「対人感受性と論理的思考力」が軸ではないかということに辿り着きました。幸は「シェアリングレターを書くと鍛えられるよ」と、所長は「経営者とのコミュニケーションは月次から。目指すところは、会社のことを一番よく分かっている、つまり会社の経理担当者になること。職人の林事務所として、数字を１円でも疎かにしないこと」と伝えてくれました。

✾ 午後からは2014年度のサポートチームに分かれて目標の設定と発表。今年の合宿は、自分に何ができて何が足りないかを考える良い機会になりました。一人一人が光り、お客様の成長のため、自分自身の成長のため、事務所の成長のために頑張っていこうという思いが一つになったところで合宿が終了しました。

大阪湾をバックに、はいチーズ！

Awareness for New Actions　～新しい行動への気づき～

ANAセミナーを受講して

✤まず初めにANAを紹介してくれた妻に感謝しています。本当に、ANAを受講した3日間は、自分自身を見つめることができる素晴らしい場になりました。観念や概念など、今まで生きてきて、触れたことのないようなことに接し体験でき、本当に嬉しいです。

今までは、何かあるとすぐ、環境や人のせいにして自分を正当化していました。でもそれでは何も変わらないし、前に進むことはできない。自分自身が観方を変え、行動を変える。共存共栄し生きる素晴らしさに気付きました。どんどんシェアーしていき、また一歩幸せに近づいていきたいと思います。幸福へ。

南　季範　様

✤私は今まで、自分のことを人に話すということが大嫌いでした。自分の思いを人に話したところでどうしようもないという観念が強かったのだと思います。

そういった中でこのANA研修に参加し、自分と向き合い、みんなとシェアしていくのは、正直しんどいことでした。でも行くという選択をしたのは自分だし、逃げだしたら今までの自分と何も変わらないと思い、自分に正直に、自分の言葉を伝えようと決めました。すると徐々に、話しながら悩みの根元に気付いたり、他の意見を聞くことが出来たりと、いつの間にか心が晴れ晴れとしていく自分に気付くことができました。

そして今まで人前で流したことのない涙が最後に溢れ出し、感謝の気持ちで一杯になりました。

この研修を通し「必ずいきいきと輝く人生を送る」、そう思っただけで今もワクワクしています。

上寺　真彦　様

✤ANAセミナーの“Awareness”の部分に惹かれ、何かに気付き、それが人のために役立つことにつながればいいな、と思って受講しました。

そして、自分が自己表現しないようにしていることに気づきました。また、自己表現の仕方を少し思い出すことができ、自己表現をした方が楽しいということに気づかせて頂きました。

このセミナーは、本当に、集まった人次第でどんな風にもなり、次は何が起こるかとても楽しみなセミナーです。人生の中で、このような貴重な体験をさせて頂き、ANAセミナーに関わって下さっている全ての方々に厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました！！

伊瀬知　梓　様

✤ 3日間のセミナーを終えて、「私のこれまでの人生の中で素晴らしい時間であった」と確信しています。

正直受講してみるまでは懐疑的でした。しかし今は、誘ってくれた方たちに感謝でいっぱいです。誘っていただきありがとうございました。

セミナーに参加し、自分の人生を生きているつもりが、実はそうではなかったと気付きました。私は想像以上に日常生活のみならず、思考までもが何かに縛られていたのです。他ならぬ自分が、そうしていました。

今は心が軽くなったのを感じます。自分の感性の豊かさに驚くと同時に、それが本当の私であり魅力なのだと思えるようになりました。そして、自分の人生を生きることの本当の意味がわかったような気がします。

片上　寿文　様

✤ANAセミナーの3日間、自分と向き合ってみて、やはり自分がいかに他人と向きあっていなかったかを感じました。自分自身とも向き合ってなかったのですが、この3日間、セミナーに参加した人達とちゃんと向きあって、いい信頼関係が築けたと思います。

いいもんですね、信頼し信頼されるって。

井野　和也　様

Awareness for New Actions ANA（アナ）セミナーのご案内 ～人生をより豊かに、より幸せに生きたいと思っておられる方のためのセミナーです。大切な自分のためにほんの少し時間をあげてみませんか♪～

日程：✧2014年 5月ANA✧　5月 4日(祝)～ 6日(祝)
✧2014年 8月ANA✧　8月15日(金)～17日(日)
✧2014年11月ANA✧　11月 1日(土)～ 3日(祝)
会場：林事務所セミナールーム
費用：７万円(林事務所からの紹介は６万円)

ANAセミナーは、左記のメインプログラム3日間と、3回のフォローアップを含め6日間のプログラムです。

お問合せは 林 幸・河崎まで TEL 06-6772-7770

第83回経営倶楽部

✤セールスパワー強化訓練、通称「大車輪」は、中小企業診断士丸山彦一先生が過去に経営倶楽部でご紹介くださいましたが、林はいたく感銘を受け、自分自身が習得したく、また、皆様にもぜひお使いいただきたいと思い、今回の企画となりました。講師は丸山先生と同じくシャープの人材開発センターで指導をされていた岩下嘉昭先生です。営業マンの訓練としてはもちろん、どなたにとってもプレゼン力や表現力ＵＰに大変お役に立つものと思います。

□ 講　師　岩下　嘉昭　先生
□ テーマ　セールスパワー強化訓練「 大車輪 」
□ 日　時　平成２６年4月２６日（土）
　講演会：午後１時～５時　懇親会：午後５時半～
□ 場　所　講演会：たかつガーデン３階　カトレア
□ 会　場　講演会：5,000円　　懇親会：4,000円

第84回経営倶楽部

✤ゲームを通じて楽しみながら経営感覚や財務スキルを身につける研修プログラムです。昨年の参加者からも、参加できなかった方からも「ぜひもう一度」「定番にしたら」とのお声を頂き、今年も企画致しました。経営者の方はもちろん、社員の方々のスキルアップにご活用下さい。

□ 講　師　弊所 中小企業診断士・税理士 前田　有太可
□ テーマ「 マネジメントゲーム 」
□ 日　時　平成２６年7月２５日(金)、２６日(土)

第85回経営倶楽部

✤コミュニケーションは、サイエンス×アート。基本を身に付け自分のスタイルを構築しよう！という企画です。

□ 講　師　弊所 公認会計士 塩尻　隆夫
□ テーマ「 問題解決型コミュニケーション 」(仮題)
□ 日　時　平成２６年１０月２５日(土)

お問い合わせは⇒TEL06-6772-7770（担当：浦・杉浦・小林実愛・小林正恵）e-mail:ura@share.gr.jpまで

▽▲出版物紹介▽▲　■ 新しい公益法人・一般法人制度 ― 設立・認定・会計・税務の基本がわかる本 ―

◇林　光行・林　幸・小幡　寛子・古田　茂己　共著　◇発売所：実務出版株式会社

本書は、既刊「三訂版　新しい公益法人制度」から、移行に関する内容を削除し、新しい情報とともに公益法人・一般法人の制度、会計、税務についての内容を充実させて新書として発刊したものです。これまで公益法人に関わってこられた方々はもちろん、これから公益法人・一般法人に関わろうとされている方々が、制度の基礎的理解を踏まえた上で、新制度の内容を網羅的に把握して頂けるように作成しています。また、専門家の方々にも実務の参考にして頂けるのではないかと期待しています。

退職のご挨拶

３月末日をもちまして、林事務所を退職いたしました。勤務期間は６年を越え、いつの間にか還暦も通り過ぎました。そこで、組織を離れ、マイペースで仕事をし、趣味や遊びに時間を費やしたいと贅沢なことを考えています。思い出は数々ありますが、やはり一番は、本の執筆ができたことです。また、祝島や東北旅行などの事務所旅行、合宿、誕生日会、チームミーティング等々、仲間との思い出がいっぱいできました。事務所からは離れますが、今後も林事務所のファミリーの一員でありたいと望んでおります。皆様方には、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。　　公認会計士　小幡　寛子

編集後記

✎来年は戦後70年。シェアリングレターで「戦後60年に想う」を特集してからもう10年！　時の経つ速さに驚きます。そして、世の中は良くなっただろうかと考えると、心が痛みます。

70年前の太平洋戦争のことを知らずに大人になり、今も知っているとは言い難いのですが、少しばかり本を読むと、驚くことばかりです。開戦から終戦までの4年足らずの内、3年間は負け戦であったこと。310万人もの日本人が亡くなり、兵士の7割以上は餓死で亡くなったこと…。

戦争するより他に選択肢はなかったのか。どうして戦争をやめることができなかったのかなど疑問ばかりです。

🔏首相の靖国参拝をきっかけに、海外では日本で軍国主義が復活しつつあるとの受け止め方が拡がっているようです。「そんなことはない！　日本人は世界一平和を愛する国民だ！」と言いたいのですが、他国の反応をみると、もっと知らなければならないことがあるような気がします。

❤最近事務所には、「ベビーブームなの!?」と思うほど、子供や赤ちゃんをよく見るようになりました。その子たちの吸い込まれるような瞳を見ると、絶対に戦争のない世界にしなければと思います。そのためにも「そんなことやっても無駄」と思わずに、自分たちで広く勉強するQの会を再開したいと思います。ご一緒にいかがですか。（ YUKI ）

公認会計士・税理士　林光行事務所
大阪市天王寺区生玉寺町1-13サンセットヒル
〒543-0073　http://www.share.gr.jp/
TEL06-6772-7770　FAX06-6772-7740

公認会計士・税理士　林　光行
税理士　林　幸　中小企業診断士・税理士　前田　有太可
税理士　古田　茂己　公認会計士　塩尻　隆夫
税理士　林　竜弘　公認会計士　藤原　良樹
税理士　清水　龍二

☆次号は26年10月出稿予定です。「今思うこと、訴えたいこと」など、どしどしお寄せください。 ⇒info@share.gr.jp
☆なお、購読料をカンパして頂ける方は林光行事務所の郵便振替までお願い致します。⇒口座番号 00950－3－14499